

丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例

(平成 27 年 3 月 27 日条例第 15 号)

改正 一年一月一日条例第--号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 4 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、丸亀市地域包括支援センター運営協議会(丸亀市附属機関設置条例(平成 17 年条例第 19 号)に定める丸亀市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「地域包括支援センター運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1 人
- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
- (1) 市内の第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の場合
- (2) 第 1 項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第 1 号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね 1,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（--年--月--日条例第--号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。